

昨年度ご審議頂いた事例の政策への反映状況

指標名	昨年度の【今後の取組】	政策への反映状況
<p>1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物や公共交通機関のバリアフリー化、駅等を中心とした一定の地域内における一体的・連続的なバリアフリー化を促進し、バリアフリー施策を総合的に展開するため、ハートビル法と交通バリアフリー法の一体化に向けた法制度を構築し、バリアフリー化を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハートビル法、交通バリアフリー法を統合し、施策の拡充を図ったバリアフリー新法の制定（平成18年6月成立）
<p>【旅客施設】 【道路】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の旅客施設について、きめ細かく実態把握し、個々の旅客施設のバリアフリー化への対処に努める。 ・ 今後とも補助・税制・融資等各種支援制度を有効に活用することで、さらに移動空間のバリアフリー化に努めていく。 ・ 都道府県別のバリアフリー化率の提示や各地のバリアフリー化事例の積極的な紹介など、バリアフリー化への取組意欲を喚起していくことで一層の歩行空間のバリアフリー化の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年度予算の執行においては、バリアフリー化設備整備に対し補助、融資等を行う形で評価を反映させ（平成17年度：117億円+2,756億円の内数）、平成18年度予算要求においては、引続き補助、融資を行うという形で評価を反映させた（平成18年度：119億円+2,610億円の内数）。 ・ 交通バリアフリー基本構想の策定を促進するための環境整備を引き続き推進するため、地域に交通バリアフリープロモーターを56回派遣（平成17年度）するなどの支援を行った（平成17年度：0.2億円、平成18年度：0.1億円）。 ・ 引き続き税制措置を講じるため、旅客施設、車両に対するバリアフリー化設備を導入する際の税制特例を引き続き2年間延長した。 ・ 駅・まちバリアフリー関連の情報の提供を行った。
<p>【建築物】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正ハートビル法や各種支援策等により、業績指標の改善傾向が見られることから、今後も、同法の適切な運用や、各種支援策の活用等により、高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる建築物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正ハートビル法の適切な運営を実施中。 ・ 平成17年度の税制改正において、利用円滑化誘導基準を満たす認定建築物に対する税制上の特例措置

<p>【住宅】</p>	<p>の建築の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助、融資等によりバリアフリー化された住宅の供給をしていくとともに、平成 17 年度から地域における住宅政策を総合的かつ計画的に推進するための地域住宅交付金や住宅金融公庫の証券化ローンの仕組みを活用した金利の優遇を実施することにより一層のバリアフリー化を推進していく。 ・ 既設住宅にかかるバリアフリー化は、公営住宅について、バリアフリーの改善や建替えを促進することにより、また、持家について、住宅金融公庫の融資により推進していく。 	<p>を 2 年間延長。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助、融資等によるバリアフリー化された住宅の供給を促進中。具体的には、 ・ 新規に整備する公営住宅、都市再生機構賃貸住はすべてバリアフリー仕様を標準化するとともに、地域住宅交付金等により、既設公営住宅のバリアフリー改善を促進（予算額：2,935 億円の内数(平成 17 年度)） ・ 地域住宅交付金等により、高齢者単身・夫婦世帯向けのバリアフリー化された優良な賃貸住宅である高齢者向け優良賃貸住宅を整備（予算額：2,935 億円の内数(平成 17 年度)） ・ 各種補助事業等により助成対象となっている民間共同住宅等の共用部分について、バリアフリー仕様を標準化（市街地再開発事業 予算額：246 億円の内数、優良建築物等整備事業 予算額：1,469 億円の内数、住宅市街地総合整備事業 予算額 1,469 億円の内数、まちづくり交付金 予算額 1,330 億円の内数、21 世紀都市居住緊急促進事業 予算額 3,591 億円の内数、地域住宅交付金 予算額 580 億円の内数）等 ・ 住宅金融公庫の融資において、バリアフリー化された住宅に対する割増融資、基準金利を適用 ・ バリアフリー化された住宅の取得を支援するため、証券化ローンの枠組みを活用して金利の優遇を実施
<p>河川における汚濁負荷削減率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 17 年度より総合水系環境整備事業を創設し、上流ダムにおける環境整備と河川における環境整備を連携する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 16 年度において、大和川等の都市部の河川、手賀沼等の湖沼について浄化施設の設置や底泥浚渫

	<p>ことにより、効率的かつ効果的な河川の水質浄化を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、指定区間内の一級河川及び二級河川において、流域単位を原則として河川環境整備事業を統合することにより、現地の状況に即応した対応が可能になるなど事業主体である都道府県等の裁量性を高め、効率的かつ効果的な水質改善事業の実施が可能となる。 	<p>を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 17 年度も引き続き事業を実施。
<p>汚水処理人口普及率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道等の汚水処理施設は、使えない住民にとってはいつまでも使えない、まさに「有」か「無」かの施設であり、特に人口 5 万人未満の市町村において遅れている状態であるが、これらの地域を中心に未普及地域の解消を図るため、汚水処理に係る都道府県構想を踏まえた適切な役割分担に基づき、他の汚水処理施設との連携を図りながら下水道整備を重点的に促進する。 ・ 平成 17 年度から、地方の自主性・裁量性を高めるため、複数の汚水処理施設（公共下水道、集落排水施設、浄化槽）を一体的に整備する市町村に対し、汚水処理施設間での融通や年度間の事業量の調整が可能な汚水処理施設整備交付金制度を創設した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 15 年度から、中小市町村における補助対象範囲を拡充し、重点的な整備を図っている。 ・ 平成 17 年度から、汚水処理施設整備交付金制度を創設した。
<p>洪水による氾濫から守られる区域の割合床上浸水を緊急に解消すべき戸数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年は、梅雨期の集中豪雨や度重なる台風の上陸により、全国各地で激甚な水害、土砂災害が数多く発生した。これらは、未だ災害に対する整備水準が低いことも大きな要因であるが、近年の集中豪雨の増加などの自然的状況の変化や、少子高齢化などの社会的状況の変化に起因した新たな災害の様相を呈するものでもあった。このような新たな課題に的 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や水災及び土砂災害の防止力の向上のため、浸水想定区域を指定する河川の範囲の拡大、中小河川における洪水情報等の提供の充実、水防協力団体制度の創設、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の充実などのため、水防法及び土砂災害防止法を改正した。 ・ 国と都道府県等が連携し、流域一

確に対応しつつ、今後の投資余力が限られる中で、できるだけ早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るため、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。昨年をはじめ近年の災害から明らかになった新たな課題に的確に対応するため、昨年11月に「社会資本整備審議会河川分科会」に学識経験者からなる「豪雨災害対策総合政策委員会」を設け緊急に対応すべき事項について「総合的な豪雨災害対策についての緊急提言」としてとりまとめ、この緊急提言を受け「豪雨災害対策緊急アクションプラン」を策定し制度や体制の整備等の必要な事業実施を図っている。また、同委員会からのH17年4月の「総合的な豪雨災害対策の推進について(提言)」をうけて、長期的に対応すべき体制整備や制度改革についても今後検討し、速やかに制度創設等必要な措置を講じていく。(提言の主なもの)・土地利用状況に応じた安全度確保方策の体系的確立・・・従来からの連続堤防方式にこだわらず、地域の土地利用状況に応じて、輪中堤、家屋等の嵩上げ、家屋移転も重要な治水対策として進める。・防災施設等の維持管理の充実・・・最低限行うべき維持管理の基準の制定を行う。等

地域の水災及び土砂災害の防止力向上(水防法等の改正):浸水想定区域を指定する河川の範囲の拡大(主要な中小河川に拡大)、中小河川における洪水情報等の提供の充実(主要な中小河川で避難等の目安になる水位(特別警戒水位)に

体で包括的な防災対策を実施するため、総合流域防災協議会を全ての都道府県に設立した。

・豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進し、あわせて地方の自主性・裁量性を高めるため、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対し補助した。(平成17年度に創設した「総合流域防災事業」で実施。)

・平成16年の一連の深刻な豪雨災害から明らかとなった新たな課題に的確に対応するため、社会資本整備審議会河川分科会に学識経験者からなる豪雨災害総合政策委員会を設け、改善すべき内容について審議を行い、平成16年12月10日に緊急に対応すべき事項として豪雨災害対策緊急アクションプランを作成した。その後、本委員会で、今後の河川・砂防・海岸行政において取り組むべき施策等について提言(平成17年4月18日)をとりまとめた。ハザードマップの公表、ダム の事前放流を実施するなど、その具現化を図っていった。

・さらに、平成17年は総雨量1000mm、時間雨量100mmを超える異常とも言える降雨が発生し、これまでのような河川での対策だけでは対応できないような被害が発生した。そのような被害への対応として、大規模降雨災害対策検討会では、洪水氾濫時・土砂災害発生時における被害最

	<p>関する情報提供を開始(H17-)、水防協力団体制度の創設、非常勤の水防団員に係る退職報償金の支給規定の創設、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の充実等を実施</p> <p>総合流域防災協議会の設立:増加する水害、土砂災害に対して限られた資金の中で効率・効果的に対策を行うためには水害と土砂災害の対策、直轄事業と補助事業、ハード整備とソフト対策を流域一体として行う必要があることから国と地方が連携し、流域一体で包括的な防災対策を実施するとともに自助・共助・公助のバランスのとれた防災対策の推進を図るため、総合流域防災協議会を設立。</p> <p>総合流域防災事業の創設:豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進し、あわせて地方の自主性・裁量性をより高めるため、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及びハザードマップの作成など災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対し補助する。</p>	<p>小化のあり方について審議し、提言（平成17年12月26日をまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形的な状況等から複数市町村に跨って浸水対策を実施することが効果的・効率的な地域において、都道府県による浸水対策を実施できるように措置するため、下水道法を改正した。地下空間利用が高度に発達している地区等において、都市型浸水被害の効率的な解消を図るため、浸水被害緊急改善下水道事業を拡充した。 ・効率的なハード対策の着実な整備に加え、効果的な浸水被害軽減を誘導する自助の取組を推進し、そのためのソフト施策の充実を図ることにより緊急かつ重点的に再度災害防止及び浸水被害の最小化を住民等とともに目指す下水道総合浸水対策緊急事業を創設した。 など <p>措置予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、豪雨災害対策緊急アクションプラン・豪雨災害総合政策委員会の提言・大規模降雨災害対策検討会の提言の実現を引き続き図る。 ・地形的な状況等から複数市町村に跨って浸水対策を実施することが効果的・効率的な地域において、都道府県による浸水対策を実施できるように措置するため、下水道法を改正予定。下水道総合浸水対策緊急事業の創設を踏まえ、総合的な浸水対策計画の策定を促進するとともに、内水ハザードマップ等ソフト対策を推進 など
地震時に防護施設の崩壊による水	堤防の耐震化対策等、大規模な地震に	・堤防の耐震化対策、大規模な地震

<p>害が発生するおそれのある地域の解消</p>	<p>に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を東海、東南海・南海地震等による被害が予想される地域において推進していく。</p> <p>津波危機管理対策緊急事業の推進津波発生時における人命の優先的な防護を推進するため、既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮できるようにするとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や、耐震調査、津波ハザードマップ作成支援などの避難対策等を総合的に実施する「津波危機管理対策緊急事業」を推進する。</p>	<p>に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震やこれに起因する津波への対策が急がれる昨今の情勢を踏まえ、指定区間内の一級河川及び二級河川について、緊急かつ計画的に地震・津波対策に取り組むため、低地対策河川事業に津波対策を対象事業として加えた上で再編する地震・高潮等対策河川事業を創設。(平成 16 年度) ・地震・高潮等対策河川事業について、補助対象として、津波・高潮による浸水想定区域に係る調査を追加するとともに、津波による被害が想定される区域内で耐震対策を必要とする河川についての耐震対策事業等を追加。(平成 18 年度) ・津波発生時における人命の優先的な防護を推進するため、既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮できるようにするとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や耐震調査等の津波ハザードマップ作成支援などの避難対策を総合的に実施する「津波危機管理対策緊急事業」を統合補助金として創設する。(平成 17 年度) ・従来の津波危機管理対策緊急事業をゼロメートル地帯における高潮対策にも拡充した「津波・高潮危機管理対策緊急事業」を創設。(平成 18 年度)
<p>多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率</p>	<p>耐震改修促進法の見直し:耐震性が不十分な多数の者が利用する建築物については、指導・助言だけでなく、指示・</p>	<p>・平成 17 年度においては、大規模地震発生の高危険な地域においては、住宅と非住宅、耐震診断と改</p>

	<p>報告徴収・立入検査や、指示に従わない建築物の公表等を行えるようにすることなどを検討する。</p> <p>住宅の耐震改修費補助制度を拡充:平成17年度より、住宅と非住宅、耐震診断と耐震改修等に分かれている4つの補助制度を一元化し、地方公共団体が住宅と非住宅、診断と改修等の間で柔軟に使える制度に改める。</p> <p>地域住宅交付金の活用:地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進する地域住宅交付金の活用による、住宅の耐震化等の促進</p> <p>税制改正による耐震化の促進:住宅ローン減税等について、築後年数要件を撤廃するかわりに、耐震基準への適合化を要件化する。</p>	<p>修等に分かれている4つの補助制度を一元化し、地方公共団体が住宅と非住宅、診断と改修等の間で柔軟に使える制度に改めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに、補助対象地域に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進区域を追加した。 ・地域住宅交付金の活用により住宅の耐震化等を促進(予算額:580億円の内数(平成17年度)) <p>措置予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度においては、地震防災対策強化地域などの耐震改修の地域要件を撤廃し全国展開するほか、緊急輸送道路沿道建築物に対する補助制度を創設する。
<p>地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地(約8,000ha)のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特に大火の可能性の高い危険な密集市街地(重点密集市街地)について安全性向上のため、防災上必要な公共施設の整備と老朽住宅の建替え等を緊急に促進する措置を講じ、その解消を強力に推進する。また都市計画等と連携して防災環境軸の緊急整備を図る。 ・住宅市街地総合整備事業等の拡充 <p>特定防災街区整備地区等において行われる老朽建築物の建替えや、防災都市計画施設の施行予定者による土地の先買いを支援するとともに、都市防災総合推進事業の事業主体と対象地域の拡充、住宅市街地総合整備事業等における既存ストックを活用した都市再生住宅等の整備のための拡充、住宅地区改良事業に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・密集市街地法の改正により創設された防災街区整備事業を積極的に推進中。 ・地域住宅交付金の活用により密集市街地の改善を促進(予算額:580億円の内数(平成17年度))

	<p>よる民間事業者の活用のための支援の拡充を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住宅交付金の活用 <p>地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進する地域住宅交付金の活用による、密集市街地の改善等の促進。</p>	
<p>一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一カ所以上確保された大都市の割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に広域的な避難の用に供する広域避難地等の整備を重点的に推進するとともに、災害応急対策施設の整備が不十分な箇所への重点化により、効率的・効果的に目標の達成を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の防災機能向上により安全で安心できる都市づくりを図るため、防災公園の整備を重点的に推進しており、市街地における災害時に広域的な避難の用に供する広域避難地等の整備を積極的に実施中。
<p>災害時に広域的な救援ルートが確保されている都市の割合</p>	<p>災害時の広域的な救援ルートを確保するためには、道路の防災・震災対策を推進する必要があり、特に、救援活動や緊急物資輸送に極めて重要な役割を果たす緊急輸送道路の橋梁の耐震補強については、今般の首都直下地震等の大規模地震の逼迫性の指摘を踏まえ、平成 17 年度より新たに次の取組を行うこととしたところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の橋梁の耐震補強について、平成 17 年度から平成 19 年度までの 3 箇年プログラムを策定して重点的に実施。 ・また、新幹線や高速道路をまたぐ橋梁の耐震補強についても平成 17 年度から平成 19 年度までの 3 箇年プログラムを策定して重点的に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対して安全で信頼性の高い道路網を確保するため、地域の日常活動や災害時の緊急活動等を支える道路について、斜面对策や橋梁耐震補強などの防災・震災対策を推進した。 ・国と都道府県及び高速道路会社が連携して、平成 17 年度から 19 年度を対象とする「緊急輸送道路の橋梁耐震補強 3 か年プログラム」及び「新幹線、高速道路をまたぐ橋梁の耐震補強 3 年プログラム」を策定し、これに基づき、橋梁の耐震補強を重点的に実施することとした。 ・平成 17 年度補正予算においても防災・震災対策を推進した。 ・緊急輸送道路の橋梁耐震補強の取り組み状況を分かりやすくお知らせするため、進捗状況を地図（マップ）に表記して、インターネットのホームページに公表した。

		<ul style="list-style-type: none"> ・補助国道の橋梁の耐震補強に係る採択基準を拡充した。
港湾による緊急物資供給可能人口	<ul style="list-style-type: none"> ・観測強化地域、特定観測地域が重点的に整備されている。今後も引き続き重点化を図り、目標年度である平成19年度にはそれぞれ80%、60%の供用率を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度は対象とする地域の17港湾において耐震強化岸壁の整備を重点的に実施した。 ・引き続き、耐震強化岸壁の整備を重点的に実施していく。
道路交通における死傷事故率	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路において、より効果的・効率的に交通事故を削減するため、「事故危険箇所」に加えて、優先的に対策すべき箇所を明示する「優先度明示方式」により、死傷事故率の高い区間を抽出し、重点的に交通事故対策を実施。 ・個別の対策実施にあたっては、「交通事故対策・評価マニュアル」等を用い、科学的な分析に基づく対策を立案するとともに、現場の状況に応じた工夫のある取組みを共有。 ・平成17年度より、直轄事業において予算費目を見直し、成果と予算配分を直結させた交通事故重点対策事業費を創設。 ・市街地内の事故発生割合の高い地区において、「あんしん歩行エリア」の整備を引き続き進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全事業の予算費目を見直し、成果と予算配分を直結させた交通事故重点対策事業費を創設した。 ・「優先度明示方式」により、死傷事故率の高い区間を抽出し、重点的に交通事故対策を実施した。 ・「交通事故対策・評価マニュアル」及び「交通事故対策事例集」を活用し、科学的な分析に基づく対策を実施した。
環境基準達成のための高度処理人口普及率	<ul style="list-style-type: none"> ・高度処理の普及率は依然として低い状態であり、また、三大湾や指定湖沼等の水質改善状況が悪く、これを改善するため引き続き高度処理の普及促進を図る。 ・下水道事業計画のマスタープランである流域別下水道整備総合計画（流総計画）制度を抜本的に見直し、都道府県が策定する流総計画に基づき、高度処理を効率的に行うことができる下水道管理者が、他の下水道管理者の実施する高度処理の負荷削減機能を併せて高度処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・水質保全上重要な地域での高度処理を重点的に実施中。 ・平成15年度から三大湾、指定湖沼及び水道水源域等において下水道管きよの補助対象範囲の拡充し、重点的な整備を図っている。 ・下水道法施行令を改正し、高度処理施設を位置づけ、チッ素、リンを放流水質基準に追加、また、計画放流水質を新たに定義するとともに、放流水質基準を強化。

	<p>を行うことを可能とする、「高度処理共同負担事業制度」を創設し、より効率的に高度処理の推進を図る。(下水道法の一部を改正)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高度処理を効率的に行うことができる下水道管理者が、他の下水道管理者の実施する高度処理の負荷削減機能を併せて高度処理を行うことを可能とする、高度処理共同負担事業制度を創設。(なお、法案は審議中) ・東京湾、伊勢湾等の閉鎖性海域において、汚泥の浚渫や覆砂などを実施中
<p>国内航空サービス提供レベル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京国際空港(羽田)の再拡張事業を2000年代後半までの供用開始を目途に推進する。当該事業の実施により発着容量を現在の28.5万回/年(391便/日に相当)から40.7万回/年(557便/日に相当)まで増加させることが可能となり、路線開設等におけるボトルネック解消に資することとなる。平成17年度、東京国際空港(羽田)において、再拡張事業の現地着工予定。 ・事業実施中の滑走路新設・延長事業について、引き続き着実に事業を推進する。 ・航空サービス高度化推進事業として、航空輸送サービスの高度化に関する重点戦略の拡充・展開、空港を核とした観光交流の促進、空港アクセス改善や空港運用の高度化等既存空港の機能の高度化及び空域・航空路の抜本的な再編をはじめとする運航効率の向上を推進する。 ・航空交通の増大に対応するため、次期管制システムの整備等を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新設滑走路等の実施設計、環境影響評価手続、国際線地区PFI事業の事業者選定手続等を実施した。 ・国内航空需要に対応した滑走路延長事業等を推進中(平成18年2月に神戸空港、3月に新北九州空港、新種子島空港及び奥尻空港、7月に隠岐空港が供用)。 また、新規事業として石垣空港の2000m化に着手した。 ・「空港を核とした観光交流促進プログラム」の取り組みを推進するとともに、アクセス鉄道の整備など空港へのアクセス改善、バリアフリー化など更に使いやすい空港への機能の充実、ILSの高カテゴリー化など空港運用の高度化等を推進中。 ・次期航空路管制卓システム等、各種管制システムの製造等を実施した。